

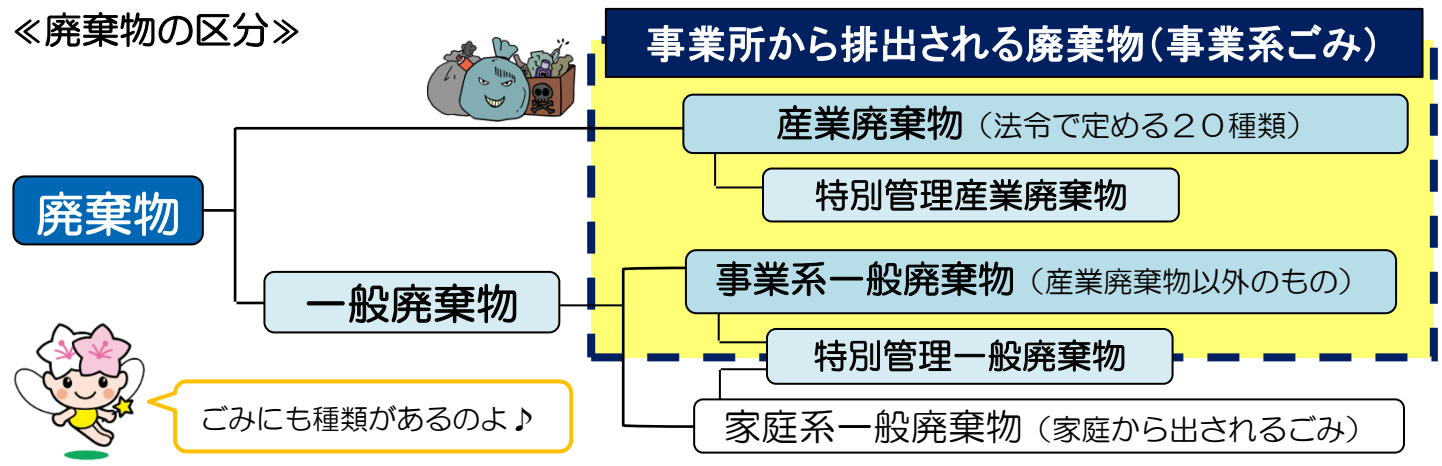
事業系ごみの適正処理について

事業者は、自らの事業活動に伴って生じた廃棄物（事業系ごみ）を
自らの責任において、適正に処理しなければなりません。

【事業者の責務】

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」）第3条
- ・宇都宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（以下「条例」）第1条の4

《廃棄物の区分》



廃棄物の保管

事業所から排出された廃棄物については、処理施設など他の場所に運搬されるまでの間、その事業所において、保管基準を遵守して適正に保管してください。

廃棄物の区分	注意点
産業廃棄物 (法令で定める20種類の廃棄物)	・事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準（産業廃棄物保管基準）に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。【法第12条第2項】 ※詳細：【法施行規則第8条】参照
事業系一般廃棄物 (産業廃棄物以外の廃棄物)	・廃棄物を十分に収納し、その種類に応じた適切な保管ができること。 ・廃棄物の搬入、搬出等の作業が容易にできること。 ・悪臭の発生の防止等生活環境上の保全措置がとられていること。 ※廃棄物を屋外で保管する場合は、近隣に迷惑がかからないよう、飛散、流出、悪臭等に注意すること。【条例第3条の2、条例施行規則第2条の2】

廃棄物の処理

事業系ごみは、**少量であっても資源物であっても、ごみステーションに出すことはできません！**
店舗付き住宅の場合、家庭から出されるごみ（家庭系ごみ）と店舗から出されるごみ（事業系ごみ）に分けて、適正な処理をお願いします。

産業廃棄物の処理方法

事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければなりません。事業者が自社処理する場合は、「産業廃棄物処理基準」を、処理を委託する場合は「産業廃棄物処理委託基準」をそれぞれ遵守してください。

・処理を委託する場合には、「収集運搬業者」、「処分業者」それぞれと別個に委託契約を書面で交わすとともに、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付しなければなりません。

・委託契約書には、処理業者の許可証の写しを添付し、当該許可証に委託する廃棄物の品目が記載されていることを確認してください。

一般廃棄物の処理方法

事業系一般廃棄物は、事業者自らが市の処理施設等へ搬入するか、宇都宮市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者に収集を委託してください。

※「一般廃棄物収集運搬業者」及び「一般廃棄物処分業者」の名簿は、下記ホームページに掲載しています。

- ・一般廃棄物収集運搬業者

<https://www.city.utsunomiya.lg.jp/kurashi/gomi/haikibutsu/1005045.html>



- ・一般廃棄物処分業者

<https://www.city.utsunomiya.lg.jp/kurashi/gomi/haikibutsu/1005046.html>



【事業系一般廃棄物を搬入できる市の処理施設】

種類	搬入場所	住所	電話番号	手数料
・再生利用等が可能な紙類 ・布類	(株)エスケーシー	宇都宮市 長岡町 413-1	028-621-6221	37 円
・プラスチック製容器包装 ・白色トレイ	エコプラセンター 下荒針	宇都宮市 下荒針町 2678-176	028-648-4631	226 円
・焼却、危険、不燃ごみ、 ペットボトル、びん・缶類	クリーンパーク茂原	宇都宮市 茂原町 777-1	028-654-0018	226 円
・焼却ごみ ・可燃性粗大ごみ	クリーンセンター 下田原	宇都宮市 下田原町 3435	028-672-1997	226 円

（注）手数料は、10 キログラム当たり（10 キログラム未満は 10 キログラムとみなす、税込）です。合計額の 10 円未満の端数は切り捨てます。



原則として産業廃棄物であるが、本市では事業系一般廃棄物とみなすもの

本市では、産業廃棄物であるもののうち、下記の基準を満たしている場合は、事業系一般廃棄物として市内の清掃工場で受入することが可能です。

**<基準> ・従業員等の飲食などに伴うもの（従業員等が購入し、消費後に事業所で排出したもの）
・製造・流通・販売等の本来業務以外で臨時的に発生するもの**

ごみの種類（内容）	主な産業廃棄物の種類	事業系一般廃棄物とみなして処理できる種類	受入数量 ※1（1日当たり）
事務用品（ボールペン、マーカー、消しゴム など）	廃プラスチック類 など	焼却ごみ	45ℓポリ袋 1袋まで
飲料用のびん・缶類の金属製キャップ、クリップ類、ガラス製品や陶磁器（皿、コップ、湯呑み など）	金属くず、ガラスくず、陶磁器くず など	不燃ごみ	ただし、蛍光灯 10本まで
蛍光灯、乾電池、スプレー缶 など	ガラスくず、金属くず	危険ごみ	乾電池 5kgまで
家電製品（電子レンジ等） など	ガラスくず	不燃性粗大ごみ	軽トラック 1台まで
金属製の事務机・椅子 など	金属くず など	資源物	※2
飲料用のびん・缶類	ガラスくず、金属くず	びん・缶類	
飲料用のペットボトル		ペットボトル	
白色トレイ		白色トレイ	
プラスチック製の弁当容器・カップ麺容器、色付きトレイ、ビニール袋、お菓子の袋、ペットボトルのラベル・洗剤等のプラスチック容器 など	廃プラスチック類	プラスチック製容器包装	

※1 ・受入数量の制限については、収集運搬業者を含む全ての事業者が対象です。

※2 ・受入数量の制限はありませんが、ごみの減量化と資源化に努めてください。

・白色トレイ、プラスチック製容器包装については、洗浄等により汚れが付着していない資源化が可能な状態で分別し排出してください。ただし、汚れが落とせない「弁当内の小袋類（ソースや醤油など）」や「チューブ類」、「色素が残るカップ麺の容器」に限り「焼却ごみ」で排出することもできます。

・洗浄や分別が不十分で資源化が不可能なものは、焼却ごみとしても受入しませんので、産業廃棄物として適正に処理してください。

事業系ごみのご相談・お問い合わせ先

- 事業系廃棄物に関すること : ごみ減量課 3R推進グループ ☎028 (632) 2414
- 産業廃棄物の処理業者に関すること : (公社) 栃木県産業資源循環協会 ☎028 (612) 8016

宇都宮市 事業系ごみの分け方一覧

R7年3月発行

〔 **産廃**：産業廃棄物， **一廃**：事業系一般廃棄物 〕

※業種により、この表にないものも発生します。法令に従い、適正処理をお願いいたします。
※一廃の分別の種類や規格等については、本市の施設で受け入れる場合の表記です。

区分	ごみの種類（一例）	主な業種	処理【分別の種類】	
			産廃	一廃
紙くず	ダンボール、壁紙、パルプ、紙、紙加工品、板紙、書籍、新聞紙 等	建設業（工作物の新築・改築又は除去に伴うものに限る）、製本業、パルプ・紙・紙加工品製造業、新聞業（印刷発行を行うものに限る）、出版業（印刷出版を行うものに限る）、印刷物加工業	●	
	ダンボール	上記以外の全事業所		● 【ダンボール】
	新聞紙、折込チラシ			● 【新聞】
	雑誌、カタログ、コピー用紙、空箱、封筒、トイレットペーパーの芯、チラシ、紙袋 等			● 【雑誌・その他の紙】
	紙パック容器 ※牛乳・ジュース等の内側が白い容器			● 【紙パック】
	レシート、紙コップ、感熱紙、カーボン紙、シール及び台紙 等 ※汚れや臭い、防水加工等により資源化できない紙類			● 【焼却ごみ】
木くず	型枠、足場材、木造解体材、伐採材、建具工事等の残材、残材（板切れ）、チップ、おがくず、木製製品（机・テーブル・椅子・看板等） 等	建設業（工作物の新築・改築又は除去に伴うものに限る）、木材・木製品製造業（家具製造業含む）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業、物品賃貸業から生じた木くず・木製家具 等	●	
	残材（板切れ）、チップ、おがくず、木製製品（机・テーブル・椅子・看板等） 等	上記以外の全事業所		●※1 【焼却ごみ】 【可燃性粗大】
	木製パレット（パレットへの貨物の積付けのために用いたこん包用の木材を含む）	全事業所	●	
	街路樹や庭木のせん定枝 等	全事業所		●※2 【焼却ごみ】
繊維くず	ウエス、縄、ロープ類 等 ※木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くずに限る	建設業（工作物の新築・改築又は除去に伴うものに限る）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）	●	
	作業着、シャツ、タオル等	上記以外の全事業所		●※3 【布類】
	ウエス、縄、ロープ類、皮製品、綿や羽毛の入った製品（布団・座布団等） 等			●※3 【焼却ごみ】
動物系固形不要物	解体等をした獣畜や食鳥処理をした食鳥に係る固形状の不要物	と畜場、食鳥処理場 等	●	
動植物性残さ	原料として使用した動植物に係る不要物（あめかす、のりかす、醸造かす、魚・獣のあら等）	食料品製造業、飲料・飼料製造業、医薬品製造業、香料製造業	●	
	生ごみ（魚や獣のあら・野菜くず等の調理くず・客の食べ残し等）、賞味期限切れ等の製品くず 等	上記以外の全事業所		● 【焼却ごみ】
動物のふん尿	動物のふん尿	畜産農業（酪農業、肉用牛生産業、養豚業、養鶏業、畜産類似業、養蚕農業等）	●	
		上記以外の全事業所		● 【焼却ごみ】
動物の死体	動物の死体	畜産農業（酪農業、肉用牛生産業、養豚業、養鶏業、畜産類似業、養蚕農業等）	●	
		上記以外の全事業所		●※4
燃え殻	活性炭、焼却炉の残灰等の各種焼却かす（焼却灰） 等	全事業所	●	
	たばこの灰、吸い殻 等	全事業所		● 【焼却ごみ】
汚泥	工場排水処理や製造工程で生ずる汚泥、道路側溝の汚泥 等	全事業所	●	
廃油	天ぷら油やグリス 等 ※鉱物性油や動植物性を問わない全ての油	全事業所	●	
廃酸	写真定着液等の全ての酸性廃液	全事業所	●	
廃アルカリ	写真現像液、金属石けん液、自動車用不凍液等の全てのアルカリ性廃液	全事業所	●	
ゴムくず	天然ゴムくず（合成ゴムは「産廃（廃プラスチック類）」）	全事業所	●	
鋳さい	鋳物砂、サンドブラストの廃砂、不良石炭、各種溶鋳炉かす 等	全事業所	●	
がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴い生じたコンクリートの破片、レンガの破片 等	全事業所	●	
ばいじん	大気汚染防止法のばい煙発生施設又は産業廃棄物焼却施設の集じん施設で集められたばいじん	全事業所	●	
廃プラスチック類（注）	飲食用・調味料用ペットボトル、プラスチック製の事務用品・部品容器・弁当容器・カップ麺容器、発泡スチロール等の緩衝材類、ビニール梱包（ビニール袋、おしぼりの袋・貨幣の梱包等）、PPバンド、ラミネートフィルム、タイヤ、農業用ビニール 等 ※合成樹脂・合成ゴムくず等の合成高分子化合物を含むもの	全事業所	●※5	
金属くず（注）	飲料用の缶、刃物類、スプレー缶、金属製の事務机・椅子、一斗缶、金具類、針金、不要になった金属や研磨・切削くず 等	全事業所	●※5	
ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず（注）	飲料用のびん、ガラス製品（皿・コップ・蛍光灯・電球・調味料の容器等）、陶磁器類（湯呑み・植木鉢等）、タイル、瓦、石膏ボード 等	全事業所	●※5	
（注）原則として産業廃棄物であるが、下記の基準を満たしている場合、事業系一般廃棄物としても市の清掃工場で受け入れることが可能。 《基準》 ・従業員等の飲食などに伴うもの ・製造・流通・販売等の本来業務以外で臨時的に発生するもの } ※裏面「原則として産業廃棄物であるが、本市では事業系一般廃棄物とみなすもの」参照				
上記の産業廃棄物を処分するために処理したもので、これらの産業廃棄物に該当しないもの			●	

※1 可燃性粗大ごみ = 長さ50 cm以上 2.5m以下、100 kg以下。〔1日当たり2 t車2台まで〕

※2 せん定枝 = 太さ10 cm以下。〔1日当たり2 t車2台まで〕

※3 衣類 = 合成繊維は産業廃棄物（廃プラスチック類）

※4 処理方法は、ごみ減量課（☎028-632-2414）にお問い合わせください。

※5 利用客用のごみ箱内の廃棄物についても分別徹底し、産業廃棄物として適正処理に努めてください。

（プラスチック製の弁当容器、ペットボトル等=「廃プラスチック類」、ジュース等のびん・缶等=「ガラスくず」・「金属くず」）

わからないことがあったら、
ごみ減量課：☎028（632）2414
まで、問い合わせてね♪

